

第135号

横浜市報調達公告版

発行所
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所

【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- △ 特定調達契約の落札者等の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

調 達 公 告

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。

令和6年11月12日

契約事務受任者 横浜市政策経営局長

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量
横浜市ふるさと納税寄附管理等業務委託 一式
- (2) 業務内容
提案書作成要領、業務説明資料による。
- (3) 履行期間
令和7年3月1日から令和8年3月31日まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条に基づく債務負担行為)
- (4) 履行場所
横浜市政策経営局財源確保推進課ほか

2 提案書の提出者の資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

なお、再委託を行い、複数者で本業務を履行しようとする場合、履行開始までにあらかじめ再委託の協議を行い本市が認める場合には再委託が可能となるが、提案資格は提案者1者で全て満たすことが必要である。

- (1) 横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において「種目『316: コンピュータ業務』の細目『G: ホームページ作成』、種目『320: 各種調査企画』の細目『B: コンサルティング(建設コンサルタント等を除く)』、種目『345: 事務・業務の委託』の細目『F: コールセンター等』」の全ての細目に登録を認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記名簿について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) 令和6年12月9日から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 過去3か年(令和3年度から令和5年度)で、地方公共団体と契約を締結した本件と類似・関連業務において、1団体単年度で寄附金額3億円以上の取扱実績を有すること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」の認証又は、国際規格「ISO27001」を取得していること。

3 参加表明の手続

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
令和6年12月9日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
提案書作成要領のとおり
- (3) 提出先
電子メールアドレス: ss-furusatosystem@city.yokohama.lg.jp
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市政策経営局財源確保推進課(横浜市役所9階)
- (4) 前項第2号に規定する登録に関する問い合わせ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局契約第二課(横浜市役所11階)
電話 045(671)2186(直通)
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市政策経営局財源確保推進課（横浜市役所9階）
電話 045(671)4809（直通）

4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 提案書に必要な書類を示す場所等

本プロポーザルに係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から令和7年1月17日まで閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページ（ビジネス>入札・契約）よりダウンロード可能。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/itaku/seisaku/>

また、次に掲げる期間・場所で交付を行う。

(1) 貸出期間

公告の日から令和7年1月17日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市政策経営局財源確保推進課（横浜市役所9階）
電話 045(671)4809（直通）

7 提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出期限

令和7年1月17日午後5時

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領のとおり

(3) 提出先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市政策経営局財源確保推進課（横浜市役所9階）

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

- (1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした提案書
- (3) 前項第1号に定める日時までに提出されない又は提出場所の所在地に到着しない提案書
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

9 受託候補者の特定のための評価基準

(1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市へ提案についての説明及び質疑応答）を行う。

(2) 受託候補者の特定のための評価基準

受託候補者の特定は次の基準により総合的に評価の上、行う。

なお、特定作業において、全ての提案が横浜市の要求を満たさないものであると判断したときは、受託候補者の特定を行わないことがある。

ア 業務実施方針の妥当性・実現性

イ 業務実施体制の妥当性・実現性及び配置予定者の業務実績・経験等

ウ 提案者の業務実績等

エ その他、当該業務に対する意欲等

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 経費負担
提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の取扱い
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (4) 契約締結の交渉
特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (5) 詳細は、提案書作成要領による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Entrustment of donation management and consulting
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 9 December, 2024 (Japan Standard Time)
*For details, see the Proposal preparation procedure
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 17 January, 2025 (Japan Standard Time)
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Financial Resources Procurement Division, Policy Administration Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045(671)4809

特定調達契約の落札者等の決定
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和6年11月12日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	児童手当業務等委託(制度改正対応)一式	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 中区本町6丁目50番地の10	令和6年6月17日	東京ソフトBPO株式会社 東京都品川区西五反田七丁目24番5号	112,190,540	随意契約	-	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	こども青少年局長
2	令和6年度児童手当システム改修委託(児手法改正対応)一式	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 中区本町6丁目50番地の10	令和6年4月1日	日本電気株式会社神奈川支社 西区みなとみらい二丁目3番5号	88,212,850	随意契約	-	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	こども青少年局長